

## 令和6年度第2回浦添市建築審査会 議事録

### 1 日 時

令和7年3月27日（木） 午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 場 所

アイム・ユニバースてだこホール 多目的室2

### 3 出席者

【委員】前原会長、伊志嶺委員、知念委員、金城委員、入江委員、親泊委員

【事務局】建築指導課：砂川課長、友利係長、大城技査、石川技師、富永技師

【関係者】美らまち推進課 運動公園整備室：平古場室長、外間主事

株式会社 国建：新元氏、島袋氏

有限会社 大友設計：佐久真氏

【傍聴人】0名

### 4 議 事

#### (1) 議案第1号

(仮称)浦添市陸上競技場メインスタンド新築工事

・建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく許可

#### (2) 議案第2号

(仮称)浦添市陸上競技場メインスタンド新築工事

・建築基準法第55条第4項第1号の規定に基づく許可

#### (3) 議案第3号

(仮称)浦添運動公園立体駐車場新築工事

・建築基準法第48条第3項ただし書の規定に基づく許可

### 5 公開・非公開の別

議事事項のうち(1)から(3)まで浦添市建築審査会条例第7条の規定に基づき、一部公開

## 6 審議結果

### (1) 議案第1号

#### ア 審議の概要

「(仮称)浦添市陸上競技場メインスタンド新築工事」に係る建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく許可について

#### イ 審議の結果：同意

### (2) 議案第2号

#### ア 審議の概要

「(仮称)浦添市陸上競技場メインスタンド新築工事」に係る建築基準法第55条第4項第1号の規定に基づく許可について

#### イ 審議の結果：同意

### (3) 議案第3号

#### ア 審査の概要

「(仮称)浦添運動公園立体駐車場新築工事」に係る建築基準法第48条第3項ただし書の規定に基づく許可について

#### イ 審議の結果：同意

## 7 質疑応答

### (1) 議案第1号および議案第2号について

委員：国道330号側からのイメージパスではピロティ部分が非常に開放的な印象を受けた。イベント時の管理方法について知りたい。

関係者：旧陸上競技場は24時間人の出入りが可能であり、管理業者より維持管理が難しいとの意見があった。そのため本再整備に伴い、人の出入りを制限する計画としている。イメージパスについてはプロポーザル時に提案のあったものである。ピロティ部分については実現を目指し、管理面を考慮してその周囲にはフェンス等の設置を計画している。

委員：個人客だけでなく、団体客の来園も想定されるが、マイクロバスや大型バスの駐車位置は検討しているか。

関係者：浦添運動公園および浦添カルチャーパーク全体でバスやタクシーの乗入口の数が乏しいため、浦添運動公園メインエントランス付近に乗入口の配置を検討している。大型バスについては、浦添カルチャーパークの国道330号側で駐車位置が確保できるよう検討する。

委員：スライドに記載のある「調和に配慮した色彩計画」とは具体的に何か。

関係者：本市の景観まちづくり審議会専門部会において景観的配慮については確認済である。メインスタンドの色彩計画については周囲の新市民体育館やサブグラウンドとの景観的な調和が必要と考え、色彩の調和というキーワードを使用している。

委員：具体的に何色を使用するのか。また、色彩の計画について何か方針等はあるのか。

関係者：コンクリート色と調和するような色を検討している。

委員：メインスタンドの屋根部分について、防災機能の一端を担うとあるが、具体的にどのような利用を考えているのか。

関係者：雨風を凌ぐことで可能となる活動を想定している。詳細については、今後、防災部局と協議を進めていきたい。

委員：本申請敷地においては、過去にも同様の許可を繰り返してきたことから、そもそもの用途地域の設定が適切ではないのかもしれない。今後の運動公園の用途地域の在り方について動きがあれば教えていただきたい。

事務局：現在、都市計画課の方で浦添市都市マスタープランの改定作業を行っている。浦添運動公園については、用途地域の見直しや特別用途地区の設定等を含め、市全体で当該地の在り方について検討していただくよう、事務局として意見を出しているところである。

(2) 議案第3号について

委員：建築に伴う擁壁の設置について詳細を伺いたい。

関係者：前面道路沿いに擁壁の設置を予定している。また、マイクロバス用駐車スペースの設置に伴い、斜面の一部を駐車場として整備する必要があるため敷地南西側についても擁壁の設置を予定している。

委員：立体駐車場の建築および擁壁の設置に伴い、支障となるリュウキュウマツへの対応について確認したい。

関係者：リュウキュウマツについては、現場の状況を整理した上で、その必要性について公園所管課と協議しながら保全について検討していきたい。

委員：リュウキュウマツの保全について、同意の条件として付することは可能か。

事務局：建築審査会が同意の条件を付することはできない。ただし、特定行政庁として許可の付帯条件を付することは可能。当該樹木に関しては、保全に向けた検討を促す旨の条件を付することを検討したい。

委員：一部の目的外利用抑制のため駐車場を有料化していくとの説明があったが、利用者からの意見について伺いたい。

関係者：目的外利用を抑制することで、公園利用者の駐車スペースを確保したいと考えている。現時点で駐車場の有料化に関して、公園利用者に対する説明会等は実施していないが、今後必要であると考えている。

委員：本建築物が災害時にどのような機能を持つのか、災害時の利活用の可能性についてお聞かせ願いたい。

関係者：本建築物の災害時における機能等については、今後、防災部局と協議を行いながら検討していきたい。

委員：立体駐車場の屋外にある身障者用駐車場について、歩行者用通路が身障者用駐車場の前にある計画となっている。身障者用駐車場を前方に寄せ、その後方に歩行者用通路を設ける計画の方が、動線の交差が生じない計画として望ましいのではないか。

関係者：ご意見として、所管課に申し伝える。

委員：当該申請建築物は壁面緑化を積極的に行っているが、申請敷地について緑地率の制限等はあるか。

事務局：申請敷地に限って特別な制限は設けられていない。芝ブロック等で緑化している部分であるため、機能復旧として緑化を積極的に行っているのではないかと考えている。

委員：景観については、形態意匠に加えて、サイン等についても景観部局と協議した上で計画を進めていただきたい。また、本建築物の災害時における機能等については、浦添カルチャーパーク全体の中でどのような機能を有するべきか、防災部局と十分に協議の上、計画を進めていただきたい。